

第1回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年7月10日(木)

場所 川内市 ホテル太陽パレス

第1回 川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年7月10日(水)
午後3時30分から
場所：太陽パレス(川内市)

会 次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 副会長紹介・あいさつ
4. 鹿児島県地方課長あいさつ
5. 委員・幹事会・事務局紹介
6. 委員・顧問代表者委嘱状の交付・事務局代表者辞令交付
7. 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 1号 川薩地区法定合併協議会の設置の経緯について
 - 報告第 2号 川薩地区法定合併協議会規約について
 - 報告第 3号 川薩地区法定合併協議会役員について
 - 報告第 4号 川薩地区法定合併協議会監査委員について
 - (2) 議案審議
 - 議案第 1号 川薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)について
 - 議案第 2号 川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針(案)について
 - 議案第 3号 川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画(案)について
 - 議案第 4号 川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)について
 - 議案第 5号 事務事業一元化調整方針(案)について
 - 議案第 6号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について
 - 議案第 7号 合併協定項目(案)について
 - 議案第 8号 合併の方式について
 - 議案第 9号 合併の期日について
 - 議案第10号 新市の事務所の位置について
 - 議案第11号 新市名称等検討小委員会設置規程(案)について
(委員長・副委員長の選出・報告)
 - (3) 提案事項
 - 提案第 1号 新市名称の公募方法等(案)について
 - 提案第 2号 新市名称候補選定基準等(案)について
 - 提案第 3号 条例、規則等の取扱いについて
 - 提案第 4号 電算システム事業について
 - (4) その他
 - 平成15年川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について
 - 次回協議会の開催について
8. 閉 会

川薩地区法定合併協議会名簿

1 協議会委員

| 市町村名 | 区分 | 職名 | 氏名 | 摘要 |
|------|------------|-------------------|--------|----|
| 川内市 | 行政 | 市長 | 森 卓朗 | |
| | | 助 役 | 岩切 秀雄 | |
| | 議 会 | 議 長 | 今別府 哲矢 | |
| | | 議会市町村合併対策特別委員会委員長 | 岩下 早人 | |
| | 学 識 経験者 | | 田中 憲夫 | |
| | | | 今村 妙子 | |
| 樋脇町 | 行政 | 町 長 | 黒瀬 一郎 | |
| | | 助 役 | 宮脇 秀隆 | |
| | 議 会 | 議 長 | 帯田 博美 | |
| | | 副議長 | 田島 春良 | |
| | 学 識 経験者 | | 中島 増夫 | |
| | | | 宮元 泰子 | |
| 入来町 | 行政 | 町 長 | 福元 忠一 | |
| | | 助 役 | 石塚 政揮 | |
| | 議 会 | 議 長 | 山本 佐敏 | |
| | | 副議長 | 上野 一誠 | |
| | 学 識 経験者 | | 田島 忠志 | |
| | | | 吹田 紘男 | |
| 東郷町 | 行政 | 町 長 | 森園 正堂 | |
| | | 助 役 | 和田 国昭 | |
| | 議 会 | 議 長 | | |
| | | 副議長 | 北迫 茂 | |
| | 学 識 経験者 | | 山元 温治 | |
| | | | 田原 八ル工 | |
| 祁答院町 | 行政 | 町 長 | 今村 松男 | |
| | | 助 役 | 村原 政和 | |
| | 議 会 | 議 長 | 安田 文仁 | |
| | | 合併問題対策特別委員会委員長 | 肥後 耕作 | |
| | 学 識 経験者 | | 川畑 禮二 | |
| | | | 平林 徳子 | |

| 市町村名 | 区 分 | 職名 | 氏 名 | 摘 要 |
|-------|------------|-----------|--------|-----|
| 里 村 | 行政 | 村 長 | 塩田 至 | |
| | | 助 役 | 鷺山 和平 | |
| | 議 会 | 議 長 | 平嶺 道夫 | |
| | | 副議長 | 外園 加一 | |
| | 学 識 経験者 | | 純浦 勝志 | |
| | | 山下 廣江 | | |
| 上 甌 村 | 行政 | 村 長 | 藏元欽一郎 | |
| | | 助 役 | 長濱 秀徳 | |
| | 議 会 | 議 長 | 中能 重行 | |
| | | 副議長 | 大良 影夫 | |
| | 学 識 経験者 | | 西 仙可 | |
| | | 石原 弘子 | | |
| 下 甌 村 | 行政 | 村 長 | 町 弘道 | |
| | | 助 役（総務課長） | 西手 正孝 | |
| | 議 会 | 議 長 | 中川 三継 | |
| | | 副議長 | 宮 和勇 | |
| | 学 識 経験者 | | 日笠山 直宏 | |
| | | 宮野 イネ子 | | |
| 鹿 島 村 | 行政 | 村 長 | 尾崎 嗣徳 | |
| | | 助 役 | 中野 捷 | |
| | 議 会 | 議 長 | 塩釜 三郎 | |
| | | 副議長 | 橋野 利邦 | |
| | 学 識 経験者 | | 小村 庄昌 | |
| | | 塩釜 悦子 | | |

2 顧問

| | | | |
|------|------------------|-------|--|
| 鹿児島県 | 総務部地方課長 | 肥後 和紀 | |
| | 総務部地方課 市町村合併推進室長 | 西中須浩一 | |
| | 川内総務事務所長 | 馬場 英俊 | |

3 監査委員

| 市町村名 | 役職等 | 氏名 |
|------|--------|-------|
| 入来町 | 代表監査委員 | 里平 盛人 |
| 東郷町 | 代表監査委員 | 中村 昌弘 |

4 幹事会幹事

| 区分 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------|---------------|----------------|-------|
| 助 役 | 川内市助役 | 岩切 秀雄 | |
| | 樋脇町助役 | 宮脇 秀隆 | |
| | 入来町助役 | 石塚 政揮 | |
| | 東郷町助役 | 和田 国昭 | |
| | 祁答院町助役 | 村原 政和 | |
| | 里村助役 | 鷺山 和平 | |
| | 上甑村助役 | 長浜 秀徳 | |
| | 下甑村助役（総務課長） | 西手 正孝 | |
| | 鹿島村助役 | 中野 捷 | |
| 専 門 部 会 長 | 総務部会長 | 樋脇町総務課長 | 福留 久根 |
| | 企画財政部会長 | 川内市企画経済部長 | 平 敏孝 |
| | 産業経済部会長 | 東郷町経済課長 | 上戸 健次 |
| | 住民健康福祉部会長 | 川内市保健福祉部長 | 岩下 晃治 |
| | 建設部会長 | 川内市建設部長 | 新 武博 |
| | 上下水道部会長 | 祁答院町水道課長 | 木原 研一 |
| | 教育部会長 | 入来町教委総務課長 | 本田 憲證 |
| | 電算情報部会長 | 川内市企画経済部情報推進課長 | 村尾 光政 |
| | 議会・監査部会長 | 樋脇町議会事務局長 | 岩下 満志 |
| 合併担当部課長 | 川内市企画経済部長 | 平 敏孝 | |
| | 川内市市町村合併対策課参事 | 今吉 俊郎 | |
| | 樋脇町総務課長補佐 | 内 金雄 | |
| | 入来町総務課長 | 水流 信雄 | |
| | 東郷町総務課長 | 知識憲一郎 | |
| | 祁答院町総務課長 | 鬼塚 秀範 | |
| | 里村総務課長 | 平嶺 休丸 | |
| | 上甑村企画課長 | 柳 忠喜 | |
| | 下甑村総務課長補佐 | 橋口 正治 | |
| | 鹿島村総務課長 | 梶原 五郎 | |

5 幹事会オブザーバー

| | | | |
|------|-------------------|-------|--|
| 鹿児島県 | 総務部地方課市町村合併推進室長補佐 | 中野 志郎 | |
| | 川内総務事務所次長 | 上蘭 辰郎 | |

6 事務局

| 事務局職名 | | 氏名 | 市町村名 | 所属市町村等の職名 |
|---------------|----|-------|---------------|--------------------------------------|
| 事務局長 | | 田中 良二 | 川内市 | 企画経済部市町村合併対策課長 |
| 事務局次長 | | 川野 眞司 | 川内市 (鹿児島県) | 企画経済部市町村合併対策課 市町村合併対策係長(鹿児島県から派遣) |
| 総務 広報 班 | 班長 | 森園 一春 | 入来町 | 総務課付 |
| | 班員 | 村岡 斎哲 | 里 村 | 総務課合併対策係長 |
| | 班員 | 橋口 堅 | 川内市 | 企画経済部市町村合併対策課主査 |
| 調 整 班 | 班長 | 奥平 幸己 | 東郷町 | 総務課合併対策室合併対策係長 |
| | 班員 | 上須田敏秋 | 鹿島村 | 総務課参事兼市町村合併担当 |
| | 班員 | 大毛 昭徳 | 下甌村 | 総務課市町村合併担当 |
| | 班員 | 井手上和洋 | 祁答院町 | 総務課合併推進係長 |
| | 班員 | 平 利朗 | 樋脇町 | 総務課市町村合併対策室市町村合併対策係長 |
| | 班員 | 久米 道明 | 祁答院町 | 総務課合併推進係 |
| | 班員 | 堀切 良一 | 入来町 | 総務課付 |
| | 班員 | 田代 健一 | 川内市 | 企画経済部市町村合併対策課主査 |
| | 班員 | 古川 太司 | 樋脇町 | 総務課付 |
| 計 画 班 | 班長 | 古川 英利 | 川内市 | 企画経済部市町村合併対策課主査 |
| | 班員 | 江口 洋 | 上甌村 | 企画課企画係兼市町村合併担当主査 |
| | 班員 | 山内 拓也 | 下甌村 | 教育委員会 |
| | 班員 | 堀之内孝充 | 東郷町 | 総務課合併対策係 |

(1) 報告事項

報告第 1 号

川薩地区法定合併協議会の設置の経緯について

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の 2 市 4 町 4 村で、合併の基本的な問題等について協議するため、平成 1 4 年 1 0 月 7 日川西薩地区任意合併協議会が設置された。

任意合併協議会では、4 回にわたる会議の中で、合併問題にかかわる調査研究に関する事項、新市まちづくり計画の策定方針に関する事項、法定合併協議会設置に関する事項、合併に関する基本的事項等について協議を重ね、共通の認識と理解が積み上げられてきた。

任意合併協議会での調査研究及び協議の結果、法定合併協議会参加の意思表示を保留した下甑村を除く 2 市 4 町 3 村の合併に関する協議を更に深めるため、平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日川西薩地区法定合併協議会が設置され、合併協定項目、合併の期日、合併の方式、新市の事務所の位置など重要案件が審議されてきている中で、平成 1 5 年 4 月 7 日串木野市長から離脱の表明があったが、その後串木野市長から串木野市議会と意思統一された最終方針が示されない状況が続いており、その取扱いについて協議されたところ、今後の協議スケジュールと合併特例法の期限を勘案すると、これ以上合併協議を停滞させることは出来ないと判断され、川西薩地区法定合併協議会は一旦休止されることになった。

そして、平成 1 5 年 6 月 1 2 日法定合併協議会の加入の申し入れのあった下甑村との合併協議を先行させるため協議を行った結果、各市町村の議会においては、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の 1 市 4 町 4 村の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の 7 月 1 0 日施行をもって、川薩地区法定合併協議会の設置となった。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

(参考)

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 平成13年2月～11月 | 「市町村合併に関する情報交換会」開催(第1回～3回) | 2市8町4村会議(助役、主管部・課長) |
| 平成14年3月26日 | 2市4町4村首長会議 | 課長級職員で構成する「合併問題勉強会」、課長補佐級以下、係長・担当職員による「調整班」を設置。 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村 |
| 4月～7月 | 勉強会(第1回～第7回)会議 調整班(第1回～第6回)会議 | H13年度調査結果報告 行政比較データについて 地域の将来像について 先進事例からみた合併協議の進め方について |
| 8月16日 | (仮称)川西薩地区任意合併協議会設立準備会発足 | 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(2市3町4村)で構成 |
| 8月29日 | 準備担当課長合同会議 | 任意合併協議会での作業内容等(人事・企画財政・電算・合併担当課長) |
| 9月6日 | 準備合併担当部課長会 | 設立総会・第1回任意合併協議会に向けて |
| 9月10日 | 祁答院町長から協議会準備会への参加申入れ | 任意合併協議会設立準備会会長へ文書での申入れ |
| 9月26日 | 準備助役会 | 設立総会・第1回任意合併協議会に向けて |
| 9月30日 | 首長・議長懇談会 | 祁答院町の任意合併協議会準備会への参加について他 |
| 10月7日 | 川西薩地区任意合併協議会・第1回任意合併協議会 | 任意合併協議会の設立 規約・役員 平成14年度事業計画・予算 |
| 10月23日 | 第1回幹事会 | 第2回任意合併協議会について |
| 11月8日 | 第2回任意合併協議会 | 任意合併協議会における申し合わせ事項について 合併の方式について 合併の期日について 新市の名称の決定方法について 新市の事務所の位置について |
| 11月11日 | 第2回幹事会 | 第3回任意合併協議会について |
| 11月18日 | 第3回任意合併協議会 | 法定合併協議会規約 法定合併協議会平成14年度事業計画・予算 事務事業一元化調整方針 新市まちづくり計画の策定方針 |
| 12月15日 | 合併講演会 | 講師 兵庫県篠山市まちづくり推進課長森本繁氏 |
| 12月19日 | 第3回幹事会 | 第4回任意合併協議会・法定協議会設置会議・第1回法定合併協議会について |
| 12月25日 | 第4回任意合併協議会 法定協議会設置会議 第1回法定合併協議会 | 任意合併協議会解散 下甑村を除く2市4町3村で川西薩地区法定合併協議会設立 委員委嘱状の交付 監査委員の選任 平成14年度事業計画・予算 |

| 年月日 | 事 項 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------|--|
| 平成15年 1月 9日 | 第1回法定合併協議会幹事会 | 第2回法定合併協議会について |
| 1月14日 | 第2回法定合併協議会 | 事務事業一元化調整方針 新市まちづくり計画の策定方針 新市名称候補選定小委員会設置規程 |
| 2月 6日 | 第2回法定合併協議会幹事会 | 第3回法定合併協議会について |
| 2月13日 | 第3回法定合併協議会 | 新市名称の公募方法等 新市名称候補選定基準等 川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針 |
| 2月27日 | 第3回法定合併協議会幹事会 | 第4回法定合併協議会について |
| 3月15日 | 第4回法定合併協議会幹事会 | 合併の期日 新市の事務所の位置 |
| 3月28日 | 第4回法定合併協議会 | 合併協定項目 合併の方式 合併の期日 新市の事務所の位置 川西薩地区法定合併協議会平成15年度事業 計画・予算 |
| 4月 7日 | 第6回市町村長調整会 | 串木野市長川西薩地区からの離脱意向表明 |
| 4月23日 | 第5回法定合併協議会幹事会 | 川西薩地区法定合併協議会幹事会規程の一部 改正 |
| 5月 8日 | 第6回法定合併協議会幹事会 | 第5回法定合併協議会について |
| 5月11日 | まちづくりフォーラム提言報告会 | フォーラム委員によるパネルディスカッション |
| 5月14日 | 第5回法定合併協議会 | 川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業 川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳 出予算決算・監査報告 |
| 5月22日 | 第7回法定合併協議会幹事会 | 第6回法定合併協議会について |
| 6月 2日 | 第6回法定合併協議会 | 条例、規則等の取扱い 電算システム事業 |
| 6月14日 | 第10回市町村長調整会 | 下甑村長・議会議長、川西薩地区法定合併協議 会へ文書(次頁)での申入れ 串木野市長は、「串木野市の離脱の提案も同時 でないなら、下甑村の加入についてののみは議会 へ提案できない」旨表明 |
| 6月22日 | 第8回法定合併協議会幹事会 | 第7回法定合併協議会について |
| 6月26日 | 第7回法定合併協議会 | 新市まちづくり計画原案提案 |
| 6月28日 | (仮称)川薩地区法定合併協議会設置準 備会 | 川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、 上甑村、下甑村、鹿島村(1市4町4村)で構成 |
| 7月 3日 | 第9回法定合併協議会幹事会 | 第8回法定合併協議会について |
| | (仮称)川薩地区法定合併協議会設置準 備幹事会・助役会 | 第1回川薩地区法定合併協議会について |
| 7月10日 | 第8回法定合併協議会 | |
| | 川薩地区法定協議会設置会議 第1回川薩地区法定合併協議会 | 1市4町4村で川薩地区法定合併協議会設立 委員委嘱状の交付 監査委員の選任 平成15年度事業計画・予算 |

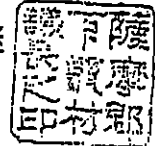
平成15年6月12日

川西薩地区法定合併協議会
会 長 森 卓 朗 殿

下甌村長 町 弘道



下甌村議長 中川 三継



川西薩地区法定合併協議会への加入申し入れについて（お願い）

平成15年6月12日開催の下甌村議会全員協議会におきまして、川西薩地区法定合併協議会への加入申し入れについて協議いたしましたところ、議長を除く11名の議員による採決の結果8対3で加入申し込みに合意いたしました。

貴法定協のスケジュールである平成15年度中の合併調印と議決に絶対に支障の生じないように、合併に係る諸協議について村の総力をあげて取り組みます。

また、実務資料の調製につきましても、指示された期限までに職員一丸となって事務処理を行います。

合併特例法の期限の迫る中での、中途加入の申し入れのお願いになりますが、何卒、標記のことについて協議をしてくださるよう重ねてお願い申し上げます。

（以上）

報告第2号

川薩地区法定合併協議会規約について

川薩地区法定合併協議会規約について別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

川薩地区法定合併協議会規約

(設置)

第1条 川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村(以下「関係市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、川薩地区法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 この協議会は、次に掲げる事務を行う。

- ? 関係市町村の合併に関する協議
- ? 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- ? 関係市町村の合併に必要な調査研究
- ? 前3号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、川内市神田町3番22号川内市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長2名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- ? 関係市町村の首長及び助役(川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。)ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
 - ? 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
 - ? 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内
- 2 協議会の支援及び助言を行うため、協議会に顧問を置くことができる。
 - 3 顧問は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。
 - 4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市町村長調整会)

第12条 会議に付議する事項のうち会長が必要と認める事項その他の事項を協議又は調整するため、協議会に会長、副会長及び関係市町村の首長で構成する市町村長調整会を置く。

2 市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、原則として均等に負担するものとするが、必要に応じて世帯割によることができる。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

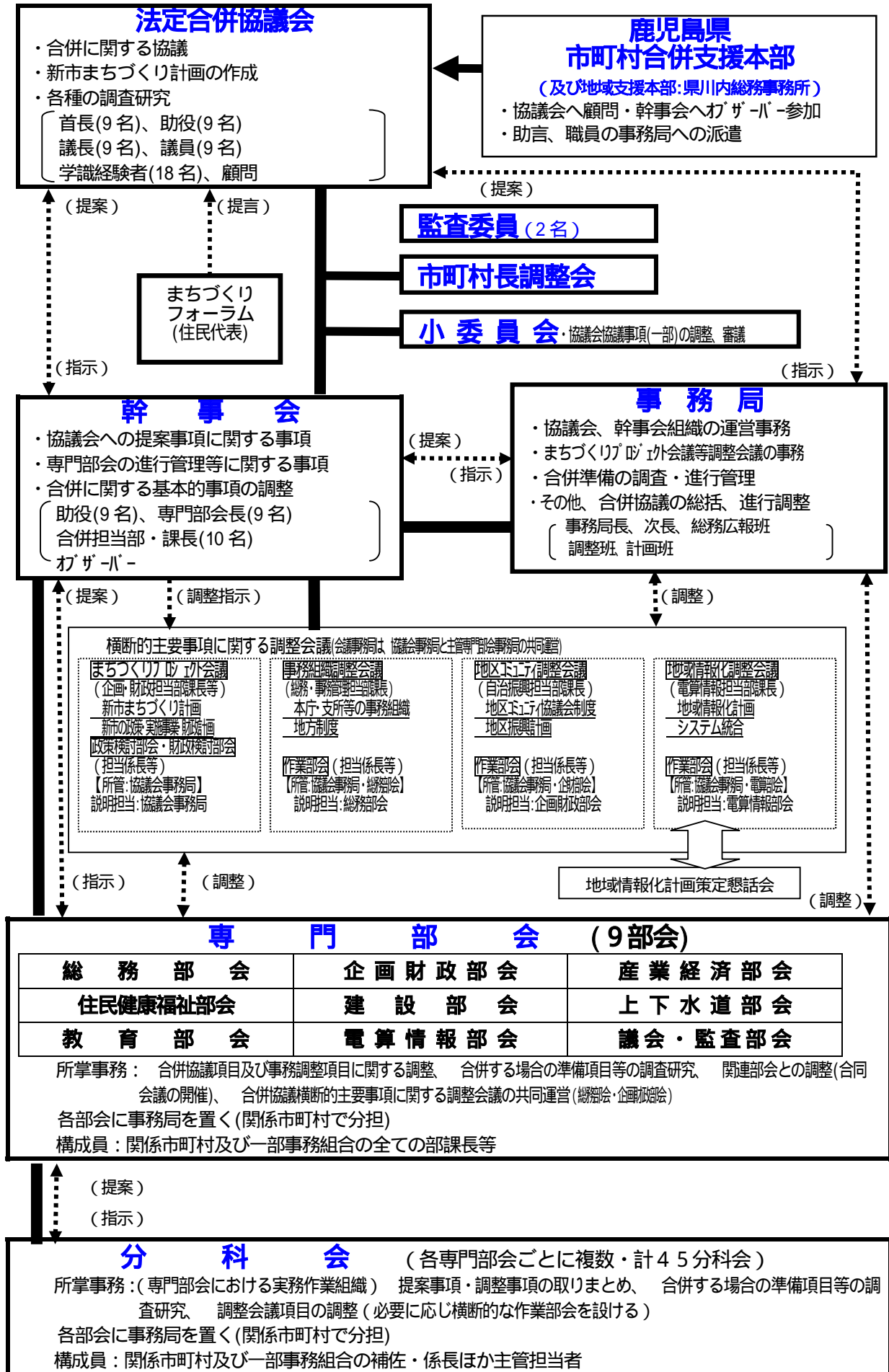
(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月10日から施行する。

川薩地区法定合併協議会組織図



報告第3号

川薩地区法定合併協議会役員について

川薩地区法定合併協議会役員を下記のとおり定めたので報告する。

| 役員名 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------|--------|
| 会長 | 川内市長 | 森 卓朗 |
| 副会長 | 樋脇町長 | 黒瀬 一郎 |
| 副会長 | 川内市議会議長 | 今別府 哲矢 |

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

(参考：川薩地区法定合併協議会規約)

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長2名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

? 関係市町村の首長及び助役(川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。)ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名

? 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名

? 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

報告第4号

川薩地区法定合併協議会監査委員について

川薩地区法定合併協議会監査委員を下記のとおり定めたので報告する。

| 氏名 | 所属市町村名 | 役職等 |
|-------|--------|--------|
| 里平 盛人 | 入来町 | 代表監査委員 |
| 中村 昌弘 | 東郷町 | 代表監査委員 |

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

(参考：川薩地区法定合併協議会規約)

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。

・・・略・・・

(2) 議案審議

議案第 1 号

川薩地区法定合併協議会会議運営規程（案）について

川薩地区法定合併協議会規約第 1 0 条第 3 項により会長が定める会議運営規程について別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

(参考 : 川薩地区法定合併協議会規約)

(会議の運営)

第 1 0 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

川薩地区法定合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開する。

- 2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。
- 3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会議の定例開催）

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- ? 開催日 毎月第2・第4木曜日
- ? 会議時間 午後1時30分から

（会議の開閉等）

第4条 会議の開閉は、会長（以下「議長」という。）が宣告する。

- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町村の例によるものとする。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

- 2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

（事前提案の原則）

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- ? 開催の日時及び場所
 - ? 出席者及び欠席者の氏名
 - ? 会議事項
 - ? 会議経過（議事の要旨）
 - ? 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
 - 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
 - 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。
- 3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（傍聴）

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するもの

とする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとす

る。ただし、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手續)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

? 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

? プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

? はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

? ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。

? 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

? 酒気を帯びていると認められる者

? 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

? 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

? 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

? はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。

? 飲食又は喫煙をしないこと。

? みだりに席を離れないこと。

? 携帯電話の電源を切ること。

? 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

? 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別記

第1号様式(第11条関係)

年 月 日

傍 聴 届

川薩地区法定合併協議会会議運営規程第11条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

| | |
|--------|-----|
| 傍聴受付番号 | 第 号 |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 備 考 | |

第2号様式(第11条関係)

| |
|-----------------------|
| 傍 聴 証 |
| 第 号 |
| 川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会 |

議案第 2 号

川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）について

川薩地区法定合併協議会会議運営規程第 19 条の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会の会議等の公開に関する指針については、別紙のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、川薩地区法定合併協議会の会議等の公開に関する基本方針を定め、その審議の状況を明らかにすることにより、住民の市町村合併に対する理解と信頼を確保し、もって住民参加による公正で開かれた会議等の運営に資することを目的とする。

第2 対象とする会議等

この指針において「会議等」とは、川薩地区法定合併協議会の会議、市町村長調整会、小委員会、幹事会、専門部会、分科会、まちづくりプロジェクト会議、事務組織調整会議、地区コミュニティ調整会議、地域情報化調整会議、まちづくりフォーラム及び地域情報化計画策定懇話会をいう。

第3 公開の基準

会議等は、原則としてこれを公開するものとする。ただし、次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議等を開催する場合はこの限りでない。

- ？ 法令の規定により開示することができないとされている情報
- ？ 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ？ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報。ただし公にすることが必要であると認められる情報を除く
- ？ 公にすることにより、個人の生命、身体、健康、生活、財産、名誉等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- ？ 川薩地区法定合併協議会と国又は県、川薩地区法定合併協議会を構成する市町村その他の地方公共団体等（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、当該国等の承諾なく公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- ？ 川薩地区法定合併協議会の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報
- ？ 川薩地区法定合併協議会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、国等の財産上の利益又は地位を不当に害するおそれのある情報、調査研究、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な遂行を妨げるおそれのある情報

第4 公開・非公開の決定等

- ？ 会議等の長は、第3に定める基準に基づき、あらかじめ会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。
- ？ 会議等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められる場合には、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。
- ？ 協議会の会議を除く会議等の公開又は非公開の決定、公開の方法その他手続については、川薩地区法定合併協議会会議運営規程第9条から第18条までの規定を準用する。

第5 公開の会議の運営等

- ？ 会議等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- ？ 会議等は、報道機関の取材活動に対して十分配慮するものとする。

第6 会議開催の周知

会議等は、公開の会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日時、開催場所、議題を報道機関へ情報提供し、川薩地区法定合併協議会ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

第7 施行日

この指針は、平成15年7月10日から施行する。

(参考) 川薩地区法定合併協議会会議運営規程

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

? 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

? プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

? はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

? ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。

? 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

? 酒気を帯びていると認められる者

? 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

? 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

? 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

? はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。

? 飲食又は喫煙をしないこと。

? みだりに席を離れないこと。

? 携帯電話の電源を切ること。

? 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

? 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

議案第3号

川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画(案)について

川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画を別紙のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

川薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画(案)

| 事業項目 | 事業内容 | 備考(時期は全て予定) |
|---------------|---|--|
| 協議会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 | 平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第2・4木曜日開催 |
| 幹事会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の事前調整 | 平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第1・3木曜日開催 |
| 小委員会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 新市名称等に関する協議・調整 | 随時開催 |
| 専門部会・分科会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 専門部会(事務事業一元化調整原案協議) 分科会(事務事業一元化調整素案協議) | 随時開催 |
| 事務事業一元化調整事業 | <ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 | [7月末] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整議案作成 | [7月~11月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 事務処理マニュアル作成 | [平成15年7月~平成16年3月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成に係る準備作業 | [7月末] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成作業 | [7月~平成16年3月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域情報化計画策定 | [7月~12月] |
| 新市まちづくり計画策定事業 | <ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画原案作成検討[7月] 県事業調整[7月] 計画原案提案・審議[8~10月] 計画案の県知事協議等[12月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会議 | <ul style="list-style-type: none"> 計画原案策定・修正・調整 [7~11月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 計画原案に対する広聴広報 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり広聴会開催[8~9月] 意見募集[8~9月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 計画原案関連意見交換等 [8月/平成16年1月] |
| 広報・広聴事業 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 | 毎月1回発行 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ホームページ更新 | 随時更新 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 各種団体等への説明会 | [10月~] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 住民説明会(合併協定項目の内容について) | [平成16年1~2月] |
| 合併調印・議決 | <ul style="list-style-type: none"> 合併協定調印 | [平成16年2月] |
| | <ul style="list-style-type: none"> 合併関連議決 | [平成16年3月] |

議案第4号

川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)について

川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

平成15年度予算(案)について

歳入の部

(単位:千円)

| 科目 | | | 予算額 | 節 | | 説明 |
|----|-----|--------|--------|----------|--------|---------|
| 款 | 項 | 目 | | 区分 | 金額 | |
| 1 | 負担金 | | 79,344 | | 79,344 | |
| | 1 | 負担金 | 79,344 | | 79,344 | |
| | | 1 負担金 | 79,344 | 構成市町村負担金 | 79,344 | 内訳は下表参照 |
| 2 | 繰越金 | | | | | |
| | 1 | 繰越金 | | | | |
| | | 1 繰越金 | | | | |
| 3 | 諸収入 | | | | | |
| | 1 | 諸収入 | | | | |
| | | 1 預金利子 | | | | |
| | | 2 諸収入 | | | | |
| | 計 | | 79,344 | | 79,344 | |

構成市町村負担金の算出根拠

| 市町村 | 世帯数 | 割合 | 負担金 | | |
|------|--------|--------|-----------|------------|------------|
| | | | 世帯割分 | 均等割分 | 総額 |
| 川内市 | 28,619 | 68.7% | 4,023,000 | 8,165,000 | 12,188,000 |
| 樋脇町 | 3,087 | 7.4% | 434,000 | 8,165,000 | 8,599,000 |
| 入来町 | 2,491 | 6.0% | 350,000 | 8,165,000 | 8,515,000 |
| 東郷町 | 2,324 | 5.6% | 327,000 | 8,165,000 | 8,492,000 |
| 祁答院町 | 1,772 | 4.2% | 249,000 | 8,165,000 | 8,414,000 |
| 里村 | 623 | 1.5% | 87,000 | 8,165,000 | 8,252,000 |
| 上甑村 | 974 | 2.3% | 137,000 | 8,165,000 | 8,302,000 |
| 下甑村 | 1,346 | 3.2% | 189,000 | 8,165,000 | 8,354,000 |
| 鹿島村 | 447 | 1.1% | 63,000 | 8,165,000 | 8,228,000 |
| 計 | 41,683 | 100.0% | 5,859,000 | 73,485,000 | 79,344,000 |

世帯割分:協議会だより発行の事業費相当額

国庫補助金

合併準備補助金:構成する各市町村につきそれぞれ、500万円を上限とする定額補助(1回限りの補助)

県補助金

合併協議会運営費等補助金:法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成(補助限度額:3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内)

歳出の部

(単位：千円)

| 科目 | | | 予算額 | 節 | | 説明 |
|----|-----|--------------------|--------|----------|--------|----------------------------|
| 款 | 項 | 目 | | 区分 | 金額 | |
| 1 | 運営費 | | 38,544 | | | |
| | 1 | 会議運営費 | 19,633 | | | |
| | | 1 協議会会議費 | 13,032 | 報酬 | 1,779 | 協議会委員報酬(学識経験者) |
| | | | | 旅費 | 3,234 | 協議会委員費用弁償(学識経験者) |
| | | | | 需用費 | 704 | 会議時お茶代等 |
| | | | | 委託料 | 5,225 | 会議録作成委託 |
| | | | | 使用料及び賃借料 | 2,090 | 会場使用料 |
| | | 2 幹事会会議費 | 1,003 | 需用費 | 247 | 会議時お茶代等 |
| | | | | 使用料及び賃借料 | 756 | 会場使用料 |
| | | 3 小委員会会議費 | 5,598 | 報酬 | 562 | 新市名称等検討小委員会委員報酬 |
| | | | | 報償費 | 300 | 新市名称賞品 |
| | | | | 旅費 | 681 | 新市名称等検討小委員会委員費用弁償 |
| | | | | 需用費 | 45 | 会議時お茶代等 |
| | | | | 役務費 | 1,078 | 新市名称募集に係る通信運搬費 |
| | | | | 委託料 | 2,680 | 新市名称募集集計委託 |
| | | | | 使用料及び賃借料 | 252 | 会場使用料 |
| | 2 | 事務局費 | 18,911 | | | |
| | | 1 事務局運営費 | 18,911 | 報酬 | 21 | 監査委員報酬 |
| | | | | 共済費 | 20 | 臨時職員労災 |
| | | | | 賃金 | 2,283 | 臨時職員 |
| | | | | 報償費 | 20 | 視察時お礼 |
| | | | | 旅費 | 4,514 | 事務打合せ旅費 |
| | | | | 需用費 | 7,388 | コピーカウンター料 消耗品、封筒印刷、燃料費 |
| | | | | 役務費 | 1,420 | 通信運搬費 |
| | | | | 使用料及び賃借料 | 3,245 | 707A・OA機器賃借料 |
| 2 | 事業費 | | 40,700 | | | |
| | 1 | まちづくり計画費 | 13,898 | | | |
| | | 1 まちづくり 計画策定事業費 | 13,898 | 需用費 | 7,098 | 報告書印刷 |
| | | | | 委託料 | 6,800 | 新市まちづくり計画策定業務委託 |
| | 2 | 事務事業調整費 | 16,090 | | | |
| | | 1 事務事業調整 事業費 | 16,090 | 委託料 | 16,090 | 地域情報化計画策定業務委託ほか |
| | 3 | 広報広聴費 | 10,712 | | | |
| | | 1 広報広聴事業費 | 10,712 | 需用費 | 1,073 | 広報用パンフ印刷 |
| | | | | 委託料 | 9,639 | ホームページ開設運用委託 協議会だより作成委託 |
| 3 | 予備費 | | 100 | | | |
| | 1 | 予備費 | 100 | | | |
| | | 1 予備費 | 100 | 予備費 | 100 | |
| | | 計 | 79,344 | | | |

議案第5号

事務事業一元化調整方針（案）について

事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

事務事業一元化調整方針（案）

1．調整の目的

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっている。

仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるので、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

2．基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

(1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）

(2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間において実施するものに区分する。

3. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

【合併協定項目協議の原則】

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。
- (2) 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉の向上の原則)
現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。
- (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。
- (5) 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。
- (6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)
関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。
- (7) 公共的団体などの一本化に努める。
各種公共的団体の一本化に努めるものとする。

4. 調整方針の分類

- 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)
- 廃止の方向で調整する。
- 新市に移行後、速やかに調整する。

*経過措置をとる場合を含むものとする。



議案第6号

新市まちづくり計画の策定方針(案)について

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画については、別紙のとおり、策定方針を定める。

なお、川薩地区法定合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【参考】市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

新市まちづくり計画策定方針（案）

1．計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2．計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、まちづくり事業計画、公共施設の基本的考え方及び財政計画を中心として構成する。

3．計画の期間

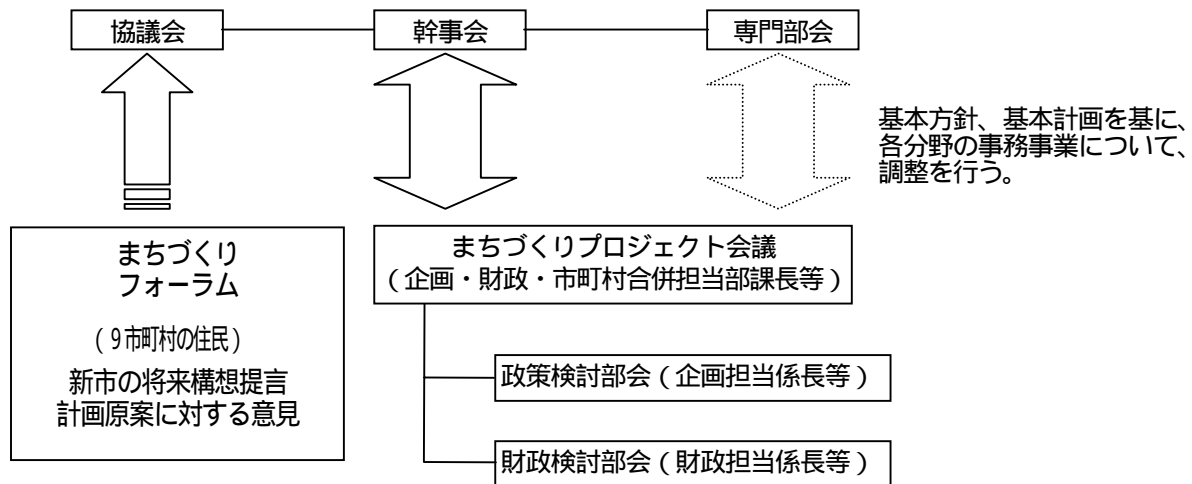
本計画には、合併後、概ね10年程度の期間について定めるものとする。

4．計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 基本方針を実現するための基本計画並びに実施計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共施設の整備については、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 関係市町村で地方自治法の規定(第2条第4項)に基づき策定されている基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

新市まちづくり計画の策定体制（案）

1. 組織イメージ



2. 組織

(1) まちづくりプロジェクト会議

構成 企画・財政・市町村合併担当部課長等

業務 新市まちづくり計画原案の検討

(2) 政策検討部会[まちづくりプロジェクト会議の作業部会]

構成 企画担当係長等

業務 新市まちづくり計画原案の策定（ただし、財政計画を除く）

(4) 財政検討部会[まちづくりプロジェクト会議の作業部会]

構成 財政担当係長等

業務 新市まちづくり計画原案のうち財政計画の策定

(5) まちづくりフォーラム

目的 協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置する。

構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表（45名）

業務 川西薩地区法定合併協議会における提言を継承した上で川薩地区法定合併協議会協議会新市まちづくり原案に対する意見をまとめる。

議案第7号

合併協定項目（案）について

川薩地区法定合併協議会における合併協定項目については、別紙の区分のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

（参考）

合併協定項目とは、合併するとした場合に必要なあらゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目である。

自治体の存立に関わる基本的な事項

| 通番 | 合併協定項目 | 主な協議内容 | 備考 |
|----|--------|--|--------------------|
| 1 | 1 | 合併の方式 | 川西薩地区法定合併協議会での決定事項 |
| 2 | 2 | 合併の期日 | |
| 3 | 3 | 新市の名称 | |
| 4 | 4 | 新市の事務所の位置 新庁舎建設までの間は川内市神田町3番22号 (川内市役所の位置) | |

事務事業の一元化に関わる事項

| 合併協定項目 | | |
|--------|----|--------------------|
| 5 | 5 | 財産の取扱い |
| 6 | 6 | 議会議員の定数及び任期の取扱い |
| 7 | 7 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い |
| 8 | 8 | 地方税の取扱い |
| 9 | 9 | 一般職の職員の身分の取扱い |
| 10 | 10 | 特別職の身分の取扱い |
| 11 | 11 | 条例、規則等の取扱い |
| 12 | 12 | 事務組織及び機構の取扱い |
| 13 | 13 | 一部事務組合等の取扱い |
| 14 | 14 | 使用料、手数料等の取扱い |
| 15 | 15 | 公共的団体等の取扱い |
| 16 | 16 | 補助金、交付金等の取扱い |
| 17 | 17 | 町名・字名の取扱い |
| 18 | 18 | 慣行の取扱い |
| 19 | 19 | 国民健康保険事業の取扱い |
| 20 | 20 | 介護保険事業の取扱い |
| 21 | 21 | 消防団の取扱い |
| 22 | 22 | 自治会・行政連絡機構の取扱い |

各種事務事業の取扱い

| 合併協定項目 | | |
|--------|----|-----------------|
| 23 | 23 | - 1 男女共同参画事業 |
| 24 | | - 2 姉妹都市・国際交流事業 |
| 25 | | - 3 電算システム事業 |
| 26 | | - 4 広報広聴関係事業 |
| 27 | | - 5 消防防災関係事業 |
| 28 | | - 6 交通関係事業 |
| 29 | | - 7 窓口業務 |
| 30 | | - 8 保健衛生事業 |
| 31 | | - 9 環境衛生事業 |
| 32 | | - 10 障害者福祉事業 |
| 33 | | - 11 高齢者福祉事業 |
| 34 | | - 12 児童福祉事業 |
| 35 | | - 13 生活保護事業 |
| 36 | | - 14 その他の福祉事業 |
| 37 | | - 15 農林水産関係事業 |
| 38 | | - 16 商工・観光関係事業 |
| 39 | | - 17 建設関係事業 |
| 40 | | - 18 上・下水道事業 |
| 41 | | - 19 学校教育事業 |
| 42 | | - 20 コミュニティ施策 |
| 43 | | - 21 社会教育事業 |
| 44 | | - 22 情報公開制度 |
| 45 | | - 23 その他事業 |

新市建設計画に係る事項

| 合併協定項目 | | |
|--------|----|-----------|
| 46 | 24 | 新市まちづくり計画 |

議案第 8 号

合併の方式について

合併協定項目 1 号「合併の方式」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【調整方針（案）】

合併の方式について

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

平成 年 月 日 確認

(参考) 合併の方式について

| 項目 | | 新設合併 | 編入合併 |
|--------------------------------------|----|---|---|
| 定義 | | 2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。 | 市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。 |
| 法人格 | | 合併前の市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。 | 編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。 |
| 合併市町村の名称 | | 新たに制定する。 | 編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。 |
| 事務所の位置 | | 新たに制定する。 | 通常は編入する市町村の事務所の位置となる。 |
| 市町村の長 | | 消滅する合併関係市町村の長は失職する。 | 編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。 |
| 議会の議員 | 原則 | 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併後50日以内に合併市町村の法定数(34名)による設置選挙を行う。 130名 34名 | 編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。) |
| | 特例 | 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍:68名まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間に在任する。(130名が2年間に) | 次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を探ることができる。 |
| 農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合) | 原則 | 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。 | 編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。 |
| | 特例 | 合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間に在任できる。 | 編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に在任できる。 |
| 特別職の職員 | | 消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。) | 編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。 |
| 一般職の職員の身分 | | 新しい市町村に身分は引き継がれる。 | 編入する市町村の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の職員は、編入する市町村に身分は引き継がれる。 |
| 条例・規則 | | 消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。) | 編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。) |

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

(注2) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

(参考) 合併先進地の状況

新設合併

| 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併年月日 |
|--------|---|-------------|
| いわき市 | 平市、常磐市、磐城市、内郷市、勿来市、石城郡四倉町・遠野町・小川町・好間村・三和村・田人村・川前村、双葉郡久之浜町・大久村 | 昭和41年10月1日 |
| つくば市 | 桜村、谷田部町、豊里町、大穂町 | 昭和62年11月30日 |
| 北上市 | 北上市、和賀町、江釣子村 | 平成3年4月1日 |
| ひたちなか市 | 勝田市、那珂湊市 | 平成6年11月1日 |
| あきる野市 | 秋川市、五日市町 | 平成7年9月1日 |
| 篠山市 | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 | 平成11年4月1日 |
| 西東京市 | 田無市、保谷市 | 平成13年1月21日 |
| さいたま市 | 浦和市、大宮市、与野市 | 平成13年5月1日 |
| さぬき市 | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 | 平成14年4月1日 |
| 久米島町 | 仲里村、具志川村 | 〃 |

編入合併

| 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併年月日 |
|----------|----------|-------------|
| 藤橋村(岐阜県) | 藤橋村、徳山村 | 昭和62年4月1日 |
| 仙台市 | 仙台市、宮城町 | 昭和62年11月1日 |
| つくば市 | つくば市、筑波町 | 昭和63年1月31日 |
| 仙台市 | 仙台市、泉市 | 昭和63年3月1日 |
| 仙台市 | 仙台市、秋保町 | 昭和63年3月1日 |
| 熊本市 | 熊本市、北部町 | 平成3年2月1日 |
| 熊本市 | 熊本市、河内町 | 平成3年2月1日 |
| 熊本市 | 熊本市、飽田町 | 平成3年2月1日 |
| 熊本市 | 熊本市、天明町 | 平成3年2月1日 |
| 浜松市 | 浜松市、可美村 | 平成3年5月1日 |
| 水戸市 | 水戸市、常澄村 | 平成4年3月3日 |
| 盛岡市 | 盛岡市、都南村 | 平成4年4月1日 |
| 飯田市 | 飯田市、上郷町 | 平成5年7月1日 |
| 鹿嶋市 | 鹿嶋町、大野村 | 平成7年9月1日 |
| 新潟市 | 新潟市、黒埼町 | 平成13年1月1日 |
| 潮来市 | 潮来町、牛堀町 | 平成13年4月1日 |
| 大船渡市 | 大船渡市、三陸町 | 平成13年11月15日 |

議案第9号

合併の期日について

合併協定項目2号「合併の期日」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【調整方針(案)】

合併の期日について

合併の期日は、平成16年10月12日を目標とする。

平成 年 月 日 確認

(参考) 合併の期日について

1. 市町村が合併するためには、最終的に合併の効力が発生する自治大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、合併協議会でのさまざまな協議事項の決定、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、自治大臣による官報告示までの手続などにかなりの期間が必要であり、相当の日数(最低22カ月)を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
2. 市民サービスや決算時期、予算編成時期ほか各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われる。
3. 合併の期日については、法律上の規定はなく、先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。
4. 合併特例法の支援措置を受ける形での合併をするためには、平成17年3月31日までに合併する必要がある。
5. 以上のようなことを考慮すると本地区の場合、平成16年10月の合併目標とした。

(参考) 合併までの主な流れ

| 項目 | モデル スケジュール | 先進例 | |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| | | 西東京市 | あきる野市 |
| 合併準備(法定協議会設置準備) | 平成14年10月 任意協議会設置 | 平成10年2月 任意協議会設置 | 平成4年4月 任意協議会設置 |
| 法定協議会設置 一元化協議等 | 12月 | 平成11年10月 | 平成6年10月 |
| 合併協定の調印 | 平成16年4月 | 平成12年8月 | 平成7年5月 |
| 市町村議会の議決 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 知事への申請 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 県議会の議決 | 6月 | 10月 | 7月 |
| 知事の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 総務大臣への届出 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 総務大臣の告示 | 〃 | 11月 | 8月 |
| 新市誕生 | 平成16年10月 | 平成13年1月 | 平成7年9月 |
| 法定協議会設立準備から合併まで最低 22ヶ月必要 | 任意協議会設置から 24ヶ月間 | 任意協議会設置から 34ヶ月間 | 任意協議会設置から 41ヶ月間 |

昭和60年度以降の合併の状況

総務省ホームページより

| 合併年月日 | 曜日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併形態 |
|-------------|----|----------|-----------------------------|----------|
| 昭和62年4月1日 | 水 | 藤橋村(岐阜県) | 藤橋村、徳山村 | 編入 |
| 昭和62年11月1日 | 日 | 仙台市 | 仙台市、宮城町 | 編入 |
| 昭和62年11月30日 | 月 | つくば市 | 桜村、谷田部町、 豊里町、大穂町 | 新設 |
| 昭和63年1月31日 | 日 | つくば市 | つくば市、筑波町 | 編入 |
| 昭和63年3月1日 | 火 | 仙台市 | 仙台市、泉市 | 編入 |
| | | 仙台市 | 仙台市、秋保町 | 編入 |
| 平成3年2月1日 | 金 | 熊本市 | 熊本市、北部町 | 編入 |
| | | 熊本市 | 熊本市、河内町 | 編入 |
| | | 熊本市 | 熊本市、飽田町 | 編入 |
| | | 熊本市 | 熊本市、天明町 | 編入 |
| 平成3年4月1日 | 月 | 北上市 | 北上市、和賀町、 江釣子村 | 新設 |
| 平成3年5月1日 | 水 | 浜松市 | 浜松市、可美村 | 編入 |
| 平成4年3月3日 | 火 | 水戸市 | 水戸市、常澄村 | 編入 |
| 平成4年4月1日 | 水 | 盛岡市 | 盛岡市、都南村 | 編入 |
| 平成5年7月1日 | 木 | 飯田市 | 飯田市、上郷町 | 編入 |
| 平成6年11月1日 | 火 | ひたちなか市 | 勝田市、那珂湊市 | 新設 |
| 平成7年9月1日 | 金 | 鹿嶋市 | 鹿島町、大野村 | 編入 |
| | | あきる野市 | 秋川市、五日市町 | 新設 |
| 平成11年4月1日 | 木 | 篠山市 | 篠山町、西紀町、 丹南町、今田町 | 新設 |
| 平成13年1月1日 | 月 | 新潟市 | 新潟市、黒埼町 | 編入 |
| 平成13年1月21日 | 日 | 西東京市 | 田無市、保谷市 | 新設 |
| 平成13年4月1日 | 日 | 潮来市 | 潮来町、牛堀町 | 編入 |
| 平成13年5月1日 | 火 | さいたま市 | 浦和市、大宮市、 与野市 | 新設 |
| 平成13年11月15日 | 木 | 大船渡市 | 大船渡市、三陸町 | 編入 |
| 平成14年4月1日 | 月 | さぬき市 | 津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町 | 新設 |
| | | 久米島町 | 仲里村、具志川村 | 新設 |
| 平成14年11月1日 | 金 | つくば市 | つくば市、荃崎町 | 編入 |
| 計 | | | 57 | 編入18、新設9 |

(参考)

| | | | | |
|--------------|---|------|-----------------------------------|----|
| 平成16年11月1日目標 | 月 | 鹿児島市 | 鹿児島市、吉田町、桜島 町、喜入町、松元町及び 郡山町 | 編入 |
|--------------|---|------|-----------------------------------|----|

議案第10号

新市の事務所の位置について

合併協定項目4号「新市の事務所の位置」について、次のように提案する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【調整方針(案)】

新市の事務所の位置について

- (1) 新市の事務所(本庁)の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番22号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条に基づき、関係市町村内に置くものとする。
- (2) 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

(参考:地方自治法)

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
 - 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

平成 年 月 日 確認

(参考)現在の庁舎について

| 市町村名 | 建設年度 | 敷地面積 (m ²) | 述べ床面積 (m ²) | 備考 |
|------|-------|---------------------------|----------------------------|--|
| 川内市 | 昭和51年 | 7,276 | 9,053 | 本庁舎、別館(平成6年増設) 鉄筋コンクリート6階建て(一部4階建て) |
| 樋脇町 | 昭和33年 | 1,704 | 1,996 | 議会棟(56,295 m ² 2階建て) 別館(平成3年400 m ² 3階建て) |
| 入来町 | 昭和39年 | 1,294 | 1,645 | 鉄筋コンクリート2階建て |
| 東郷町 | 昭和44年 | 4,680 | 1,846 | 本館 鉄筋コンクリート2階建 996 m ² 附属棟 鉄筋コンクリート平屋建 128 m ² 別館 鉄骨造2階建 722 m ² (平成6年増設) |
| 祁答院町 | 昭和35年 | 6,089 | 2,047 | 鉄筋コンクリート2階建(昭和57年改築) |
| 里村 | 昭和38年 | 3,460 | 853 | 平成5年増改築 鉄筋コンクリート2階建て |
| 上甑村 | 昭和42年 | 7,557 | 1,438 | 鉄筋コンクリート2階建て(一部4階) |
| 下甑村 | 昭和41年 | 1,841 | 1,753 | 本庁舎、鉄筋コンクリート2階建て(一部3階) |
| 鹿島村 | 平成11年 | 4,359 | 2,323 | 鉄筋コンクリート3階建 |

出典 各市町村提出データ
平成14年4月1日現在

(参考) 先進例

| 都市名 | 経過 |
|---|--|
| <p>北上市 平成3年4月1日 新設合併 (北上市・和賀町・江釣子村)</p> | <p>学識経験者9名で構成する小委員会を設置。事務所の位置は旧北上市役所。和賀町、江釣子村役場は支所とし、一部事務組合を除き当面は現状の組織。新庁舎は用地取得後、平成6年度から江釣子地区内に建設することで合併協定した。支所方式については、5年後分庁方式に移行した。庁舎の新築については財源の関係もあり行っていない。</p> |
| <p>ひたちなか市 平成6年11月1日 新設合併 (勝田市、那珂湊市)</p> | <p>事務所の位置は旧勝田市役所。分庁方式。那珂湊庁舎は支所に。本庁に企画管理部門及び支所が所管する区域(旧那珂湊市)以外の区域に関する事務を所掌。新庁舎の建設予定なし。合併により職員数は、合併時勝田市、那珂湊市の総数1,296名が平成13年度1,196名に100名減少した。那珂湊支所については、合併時242名いた職員は平成13年度23名(参事2名、総務課5名、税務課5名、市民課11名)となった。</p> |
| <p>あきる野市 平成7年9月1日 新設合併 (秋川市・五日市町)</p> | <p>6名からなる小委員会を設置。分庁方式。新庁舎は、平成12年度旧秋川市役所の位置に完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との理由。</p> |
| <p>篠山市 平成11年4月1日 新設合併 (篠山町・西紀町・丹南町・今田町)</p> | <p>任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。篠山町を除く他の3町役場を支所とし、従来の支所と合わせて5支所に。各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置。それぞれの支所には、本庁が直轄する現地事務所(農林、建設及び企業関係)を設置していたが、住民から仕事量に比して人数が多すぎるとの意見がでたことから、現地事務所を統合し、支所は窓口業務に限定した。支所の職員は西紀町74人が9人に、丹南町169人が21人に、今田町66人が9人に減少している。</p> |
| <p>西東京市 平成13年1月21日 新設合併 (田無市・保谷市)</p> | <p>当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。</p> |

議案第11号

(仮称)新市名称等検討小委員会設置規程(案)について

合併協定基本4項目のうち新市の名称についての審議と、町名・字名の取扱いについて意見を聴くため(仮称)新市名称等検討小委員会設置規程を別紙のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【参考】川薩地区法定合併協議会規約

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(仮称)新市名称等検討小委員会設置規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、(仮称)新市名称等検討小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

- ？ 川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村が合併した場合における新市名称の公募方法及び選定基準に関する事。
- ？ 新市名称の候補の選定に関する事。
- ？ 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関する事。
- ？ その他新市名称の選定に関し必要な事項
- ？ 町名・字名の取扱いに関する事。

(組織)

第3条 小委員会は、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち規約第7条第1項第3号に定める学識経験を有する委員18名以内をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- ？ 委員長 1人
- ？ 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その仕事を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

(参 考)

新市名称と町名・字名の関係について

各市町村役場所在地

| 市町村名 (自治体名) | 大 字 | 小 字 | 番 地 |
|----------------|-----|-----|----------|
| 川内市 | 神田町 | | 3番22号 |
| 薩摩郡 樋脇町 | 塔之原 | | 1173番地 |
| 薩摩郡 入来町 | 浦之名 | | 33番地 |
| 薩摩郡 東郷町 | 斧淵 | | 362番地 |
| 薩摩郡 祁答院町 | 下手 | | 67番地 |
| 薩摩郡 里村 | 里 | | 1922番地 |
| 薩摩郡 上甑村 | 中甑 | | 481番地1 |
| 薩摩郡 下甑村 | 手打 | | 819番地 |
| 薩摩郡 鹿島村 | 藺牟田 | | 1457番地10 |

(参 考)

町名・字名の取扱いについて

Q 合併した場合の旧町名と字名の取扱いはどのようになりますか。また、変更等をする場合、どのような手続が必要ですか。

A .

- (1) 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長は当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けることが必要です。
町若しくは字の区域の設定には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれるので、町村合併により設置された町又は村において、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできません(昭和30年12月6日行政実例)。「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含むと解されています(昭和23年8月9日行政実例)。
- (2) ただ実際には、町(字)の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民に愛着が深いものがあり、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とするケースが多いようです。その場合には、本条の手続は必要ありません(昭和30年3月30日行政実例)。
- (3) 仮に、町(字)の区域設定や廃止、名称等の変更を行う場合の具体的手続は、市町村長の提案 市町村議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生となります。
本条の処分は、新市町村で行うべきものであることから、合併の日施行を考えれば、合併の日に市町村長の職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日に知事に届け出ます。効力発生要件である知事の告示は、事前の十分な連携の下、合併の日付で行い、また、新市の初議会で専決処分の承認を求めるとなります。実例としても、北上市の合併に伴う地方自治法第260条の届出の知事告示日は、合併の日となっています。
- (4) 合併に際して、住居表示上、「大字」を単に「」と変更するなど「大字」や「小字」を表示しないこととする場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となります。

【参考】鹿児島縣市町村合併推進室作成市町村合併Q&Aより

【参考】地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

新市名称等検討小委員会役員を選任について

新市名称等検討小委員会役員を下記のとおり定める。

| 役員名 | 氏名 | 所属市町村 |
|------|------|-------|
| 委員長 | 田中憲夫 | 川内市 |
| 副委員長 | 山元温治 | 東郷町 |

(参考：新市名称等検討小委員会設置規程)

(組織)

第3条 小委員会は、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち規約第7条第1項第3号に定める学識経験を有する委員18名以内をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

? 委員長 1人

? 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

(参考：川薩地区法定合併協議会規約)

(委員等)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

? 関係市町村の首長及び助役(川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。)ただし、助役
が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名

? 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名

? 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

・・・略・・・

(3) 提案事項

提案第 1 号

新市名称の公募方法等（案）について

川薩地区法定合併協議会における新市名称の公募方法については、別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

() 新市名称の公募実施等(案)について

1 公募の目的

- (1) 住民の合併問題に対する関心の喚起を図る。
- (2) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3) 新市名を幅広く公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4) 新市名を幅広く公募することにより、川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村)の知名度の向上を図る。

2 公募内容

合併新市にふさわしい市名を公募する。

3 公募方法

次の内容について募集要項を定め、公募を行う。

(1) 応募資格

とくに制限を設けない。

(2) 応募方法

応募は、次に掲げる方法で、応募用紙等には1点だけ記入、一人何点でも応募できるが、応募数は選定基準としない。

なお、同一人の同一名称の応募は1点限りとする。

イ 応募用紙(事務局で作成する専用応募用紙で切手不要)

ロ 官製はがき

ハ ファックス

ニ ホームページ

応募の際には、必要事項として、新市名称(漢字の場合は、必ず「ふりがな」を振ること)、その意味(無記入は無効)住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を明記することとする。(年齢及び性別は省略可)

電話での受け付けは行わないが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受け付ける。

(3) 公募期間

平成15年8月12日から平成15年9月12日(消印有効)までとする。

(4) 周知方法

協議会だより・各市町村広報誌・ホームページ・新聞等により周知する。

(5) 発表

川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、協議会だより、各市町村広報紙及びホームページで発表する。

(6) 賞品

イ 名付け親大賞 1名 「賞状、10万円分商品券又は旅行券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)及び地元特産品」

ロ 名付け親賞 最高10名 「賞状、1万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分図書券)及び地元特産品」

ハ 優秀賞 最高20名 「賞状、5千円分商品券(但し、児童・生徒の場合は5千円分図書券)及び地元特産品」

(7) 使用する文字

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用し、漢字の場合には必ず「ふりがな」を振ることを明記する。

(8) 現在の9市町村名の使用について

使用しない。

表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったもの、あるいは含むものはすべて無効。(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効。)

(9) 新市名称の決定の流れ

合併協議会内に設置する新市名候補選定小委員会において、選定基準を定め、それに基づき応募作品の中から候補名を5点程度選定する。

次に、小委員会において選定された候補名の中から新市名を決定する議案を協議会に提案し、協議会において新市名候補1点を決定する。

(10) その他

川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡し、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とする。

() 新市名称募集要項(案)について

1 公募内容等

- (1) 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村)の特徴を表し、合併にふさわしい新市の名称を公募します。
- (2) 新市名称には、漢字、ひらがな、カタカナいずれも使用できます。また、その組み合わせも自由とします。漢字を使用する場合には必ず「ふりがな」を振って下さい。
なお、現在の9市町村名は使用できません。(表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったもの、あるいは含むものもすべて使用できません。また、現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら使用できません。)
- (3) 応募作品は、同一作品の多少にかかわらず、選定する際の参考資料とさせていただきます。

2 応募方法等

- (1) 応募資格
どなたでも応募できます。
- (2) 応募方法
応募は、「新しい市の名前(漢字の場合は、必ずふりがな記入)」「その理由(無記入は無効)」「住所」「氏名」「年齢」「性別」「電話番号」を明記し(・については省略可)次に掲げる方法で、応募用紙等に1点だけ記入して下さい。お一人様何点でも応募できます。(同一人の同一名称の応募は1点限りとします。)
公募はあくまで種類の募集であり、「応募数の多い少ないは、選定基準ではありません」のでご了承ください。
イ 応募用紙(事務局で作成する応募用紙で応募する方に限り切手は不要です。)
ロ 官製はがき
ハ FAX 0996-22-6295
ニ ホームページ <http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp>
電話での受付は行いませんが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受け付けます。
- (3) 期間
平成15年8月12日から平成15年9月12日(消印有効)までとします。
- (4) 発表
川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、合併協議会だより、市町村広報紙及びホームページで発表いたします。
- (5) 賞品
応募者に抽選で賞品を贈呈いたします。
イ 名付け親大賞 1名 「賞状、10万円分商品券又は旅行券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)及び地元特産品」
ロ 名付け親賞 最高10名 「賞状、1万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分図書券)及び地元特産品」
ハ 優秀賞 最高20名 「賞状、5千円分商品券(但し、児童・生徒の場合は5千円分図書券)及び地元特産品」
- (6) 川西薩地区法定合併協議会での応募作品
川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡をとり、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とします。

(7) お問い合わせ先

川薩地区法定合併協議会事務局

〒895-8650 鹿児島県川内市神田町3番22号 川内市役所内

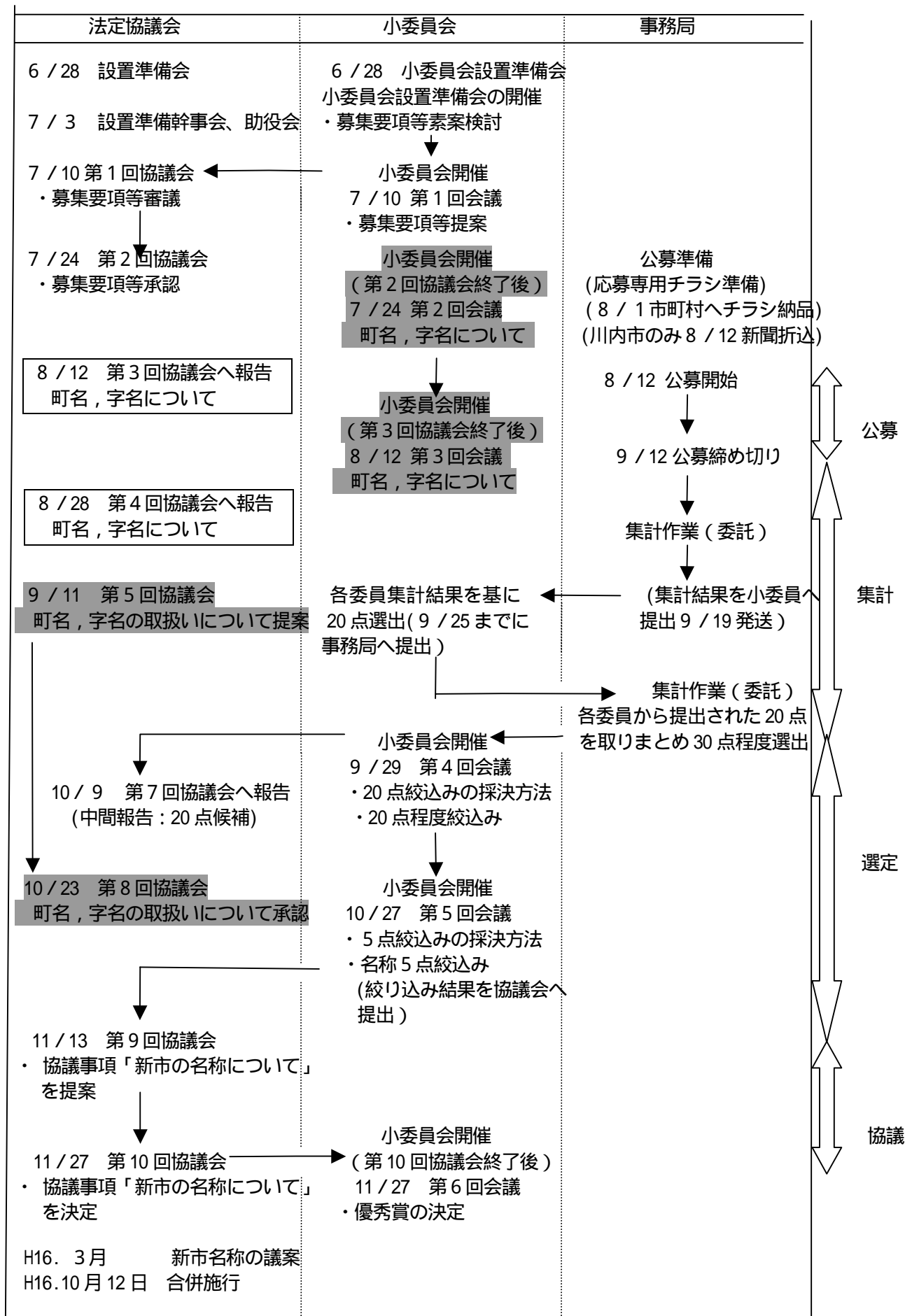
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-22-6295

【記入例】

| | |
|---|--|
| <div data-bbox="320 398 427 495" style="border: 1px solid black; width: 67px; height: 43px; display: inline-block;"></div> 〒 895-8650 鹿児島県川内市神田町3番22号 (川内市役所内) 川薩地区法定合併協議会事務局 行 | 新しい市の名称(必ずふりがな記入) _____ その意味(無記入は無効) _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 年 齢(省略可) 性 別(省略可) _____ 電話番号 _____ |
|---|--|

応募された作品に関するいっさいの権利は、川薩地区法定合併協議会に帰属します。

() 新市名称検討スケジュール(案)について



提案第2号

新市名称候補選定基準等（案）について

川薩地区法定合併協議会における新市名称候補選定基準等については、別紙のとおり定める。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

新市名称候補選定基準等（案）について

1 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- (1) 川薩地区（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村（以下「本地区」という。））が地理的にイメージできる名称
- (2) 本地区の特徴を表す名称
- (3) 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- (4) 住民の地域イメージにふさわしい名称
- (5) 住民の一体性を醸成しやすい名称
- (6) 対外的に覚えやすい名称
- (7) 既存の市町村名は使用しない。
- (8) その他、新市としてふさわしい名称

2 応募数と選定基準

公募は、あくまでも新市名称候補の種類基準であり、同一名称の応募数の多寡（多い、少ない）は選定基準としない。

3 選定方法

- (1) 新市名称候補は、応募作品の中から5点程度を小委員会の協議により決定する。
- (2) 法定協議会で1点に選定する。

4 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

5 選定の流れについて

(1) 応募の集計(事務局)

(2) 集計経過を9/19小委員会委員へ提出(下記の一覧表提出)
50音順応募一覧表

| NO | 名称 | よみがな | その意味 |
|----|----|------|------|
| | | | |

50音順応募一覧表 9市町村からの応募

| NO | 名称 | よみがな | その意味 |
|----|----|------|------|
| | | | |

50音順応募一覧表 県内からの応募(9市町村除く)

| NO | 名称 | よみがな | その意味 |
|----|----|------|------|
| | | | |

9市町村からの応募 応募数上位(30)

| 順位 | 名称 | よみがな | 票数 |
|----|----|------|----|
| | | | |

県内からの応募 応募数上位(30)(9市町村除く)

| 順位 | 名称 | よみがな | 票数 |
|----|----|------|----|
| | | | |

応募数上位(30)

| 順位 | 名称 | よみがな | 票数 |
|----|----|------|----|
| | | | |

よみがな応募数上位(30)

| 順位 | よみがな | 票数 |
|----|------|----|
| | | |

表記応募数上位(30)

| 順位 | 名称 | 票数 |
|----|----|----|
| | | |

(3) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞り込みを行う。

- ・各委員は絞り込んだ20点程度を9/25協議会事務局に提出する。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。

(4) 9/29第2回小委員会に事務局が(3)で集計した30点程度を提出する。
30点程度を20点程度まで絞り込む。

(5) 小委員会で絞り込んだ20点程度を10/9第7回協議会で、中間報告を行う。

(6) 10/27第3回小委員会、20点程度を5点程度まで絞り込む。
5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。

(7) 11/13第9回協議会へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。
協議会で5点程度について、意見交換と、最終決定までの流れを協議する。(継続審議)

(8) 11/27第10回協議会で新市名称候補1点を決定する。

(9) H16. 3月 新市名称の議案

(10) H16. 10月 合併施行

(1)~(6)までは、小委員会で協議する。小委員会で5点程度まで絞り込む間、委員長は議長ではあるが、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととする。

提案第3号

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目11号「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【 調整方針（案） 】

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。

- ? 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- ? 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。
- ? 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

平成 年 月 日 確認

条例、規則等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- ? 新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例、規則等は失効する。また、合併と同時に消滅する一部事務組合の条例、規則等も失効する。
- ? このため、新市において必要な条例、規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。
- ? ただし、必要な事項については、新市の条例・規則が制定施行されるまでの間、従来合併関係市町村で施行されていた条例、規則を引き続き施行することができる。

| |
|---|
| <p>制定施行の区分</p> <p>1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。</p> <p>? 条例 新市の市長職務執行者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第1条の2）の専決処分（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項）により、即時制定し、施行する。</p> <p>? 規則等 新市の市長職務執行者の職権（法第15条第1項）により、即時制定し、施行する。</p> <p>2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。 旧市町村で施行されていた条例、規則を暫定施行する（令第3条）</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 合併時に即時制定、施行しなくても市民生活に支障のない条例、規則等や、市長職務執行者の制定になじまない条例、規則等は、合併後逐次制定し、施行する。</p> |
|---|

2 提案内容の理由

先進事例を参考に、新市の条例、規則等を制定するときの整備方針を提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

| 都市名 | 条例・規則の取扱い |
|---|--|
| 篠山市 平成11年 4月1日 新設合併 （篠山町・西紀町・丹南町・今田町） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する |
| 西東京市 平成13年 1月21日 新設合併 （田無市・保谷市） | <p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 条例・規則等の整備方針～</p> <p>新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。（以下の区分略）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>さいたま市 平成13年 5月1日 新設合併 (浦和市・大宮市・与野市)</p> | <p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p> |
| <p>さぬき市 平成14年 4月1日 新設合併 (津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。 |

4 参考法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

略

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

〔長の職務を暫定的に行う者〕

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

・ 略

〔条例・規則の暫定的施行〕

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

5 条例、規則等の状況

平成15年4月1日現在の例規類集に登載された条例、規則等の状況

? 合併関係市町村

| | 条例 | 規則 | 訓令 | 告示 | 規程 | その他 | 計 |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 川内市 | 179 | 249 | 64 | 79 | 35 | 7 | 613 |
| 樋脇町 | 191 | 156 | 91 | 1 | 16 | 14 | 469 |
| 入来町 | 161 | 140 | 64 | | 24 | 10 | 399 |
| 東郷町 | 151 | 119 | 59 | 2 | 28 | 7 | 366 |
| 祁答院町 | 151 | 130 | 40 | 7 | 10 | 11 | 349 |
| 里村 | 147 | 110 | 28 | 52 | 9 | 3 | 349 |
| 上甌村 | 172 | 113 | 17 | 25 | 13 | 11 | 351 |
| 下甌村 | 148 | 142 | 72 | 23 | 18 | 11 | 414 |
| 鹿島村 | 128 | 98 | 10 | 27 | 8 | 10 | 281 |
| 計 | 1,428 | 1,257 | 445 | 216 | 161 | 84 | 3,591 |

? 合併関係市町村の所属する一部事務組合（合併関係市町村内に事務局を有するもの）

| | 条例 | 規則 | 訓令 | 告示 | 規程 | その他 | 計 |
|------------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 川内地区消防組合 | 38 | 55 | 19 | 16 | 23 | 2 | 153 |
| 西薩衛生処理組合 | 29 | 19 | 8 | 4 | 3 | 1 | 64 |
| 甌島衛生管理組合 | 20 | 1 | | 1 | | 1 | 23 |
| 川薩地区介護保険組合 | 24 | 29 | 8 | 6 | 1 | 1 | 69 |
| 上甌島バス企業団 | 10 | 4 | | | 10 | 1 | 25 |
| 計 | 121 | 108 | 35 | 27 | 37 | 6 | 334 |

提案第4号

電算システム事業について

合併協定項目23-3号「電算システム事業」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川薩地区法定合併協議会会長

【 調整方針（案） 】

電算システム事業について

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

平成 年 月 日 確認

電算システム事業について

1. 協定項目の要旨・留意点

行政事務の多くは電算システムに依存し、欠かせないものとなっている。

構成市町村の整備状況、導入形態、処理内容、メーカーなど異なる要素が多分にある。合併した場合、ひとつの自治体としての行政事務の処理を行うことになり、現行のシステムの統合や新システムの構築等について調整が必要となる。

統合の手法としては、低リスク、低コストを基本として合併時からの安定稼働を最優先に行う必要がある。

特に住民サービスに直接影響するものについては、ネットワークシステムを構築して運用するなど本所、支所間におけるサービスの格差は極力避けなければならない。また、逆に影響が少ないものは、リスクやコストを勘案しながら合併後に随時統合する場合がある。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築や環境整備などを図るものとする。

2. 提案内容の理由

住民サービスの維持・向上の観点、また、新市の一体性の確保の観点及び事務の効率化等を図るため、電算システムについては、合併時に原則として統合稼働する調整案となる。

3. 協議（協定）先進事例

| |
|---|
| 篠山市 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。 |
| 西東京市 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。 ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。 |
| さぬき市 新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。 |
| 東かがわ市 電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。 |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| | |
|------|--|
| 協定項目 | 23-3 電算システム事業 |
| 調整方針 | 電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。 |

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

| 業務システム分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | 里村 | 上郷村 | 下郷村 | 鹿島村 | 調整の具体的方針(案) |
|----------------|----------|-----------|--------------|------|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|---|
| 基幹系(住民情報系)システム | 電算運営管理 | 電算運営管理 | 職員権限管理 | | | | | | | | | | 住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。 |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | マスターコード管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 処理手順管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 住民記録 | 住民記録 | 住民記録 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 住民票自動交付機 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 住民基本台帳ネットワーク | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 住民記録 | 住登外(行政基本) | 住登外(行政基本) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 総合管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 口座管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 住民記録 | 印鑑登録 | 印鑑登録 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 戸籍 | 戸籍 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | | 戸籍附表 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 除籍・複製原戸籍 | | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 住民記録 | 外国人登録 | 外国人登録 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 国民年金 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 選挙 | 選挙 | 有権者管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 投票管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 国民健康保険 | 国民健康保険 | 資格管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 前払高齢者資格 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 国保料(賦課) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | レセプト・高額管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 保険 | 介護保険 | 資格管理(認定) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 受給管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 給付実績管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 保険料(賦課) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 保険 | 老人医療 | レセプト・高額管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 資格管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 福祉 | 福祉諸手当 | 特別障害者手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 障害児福祉手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 障害者手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 児童手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 児童扶養手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 特別児童扶養手当 | | | | | | | | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 電算システム事業 |
|------|--|
| 調整方針 | 電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。 |

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

| 業務システム分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | 里村 | 上郷村 | 下郷村 | 鹿島村 | 調整の具体的方針(案) |
|----------------|---------|----------|---------------|---------------|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|---|
| 基幹系(住民情報系)システム | 福祉 | 福祉医療 | 重度障害者医療費助成 | | | | | | | | | | 住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。 |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 乳幼児医療費助成 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | ひとり親医療費助成 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 保育園入園者管理 | 保育園入園者管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 高齢者福祉 | 高齢者福祉 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 母(父)子福祉 | 母(父)子福祉 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 生活保護 | 生活保護 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 施設入所者管理 | 施設入所者管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 保健 | 老人保健 | 老人保健 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 母子保健 | 母子保健 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 結核検診 | 結核検診 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 予防接種 | 予防接種 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 歯科保健 | 歯科保健 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 環境 | 畜産登録管理 | 畜産登録管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 狂犬病予防 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 生活環境 | 交通災害共済 | 交通災害共済 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 収納管理 | 収納管理 | 収納管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 滞納者管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 還付・充当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 磁気テープ交換(収入) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 税 | 個人住民税 | 申告受付 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 農業所得 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 課税 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 法人住民税 | 法人基本 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 課税 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 固定資産税 | 土地評価・画地計算(地図) | 土地評価・画地計算(地図) | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | | 土地 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | | 家屋評価 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | | 家屋 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | | 償却 | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 集計課税 | | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 特別土地保有税 | 特別土地保有税 | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 不動産取得税 | 不動産取得税 | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 軽自動車税 | 登録管理 | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 課税 | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 納税奨励金 | 報奨金 | | | | | | | | | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 電算システム事業 |
|------|--|
| 調整方針 | 電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。 |

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S (分散) : 汎用機 : C/S & 汎用機 : オフコン

| 業務システム分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | 里村 | 上飯村 | 下飯村 | 鹿島村 | 調整の具体的方針(案) |
|----------------|------|-------------|---------------|-------|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|---|
| 基幹系(住民情報系)システム | 農業 | 農家台帳 | 農家台帳 | | | | | | | | | | 住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。 |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 転作 | 転作 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 農産管理 | 農産管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 上下水道 | 下水道(集落排水含む) | 下水道使用料 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 下水道受益者負担金 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 上水道 | 検針 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 上水道使用料(温泉含む) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 上水道受益者負担金 | | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 建設 | 住宅管理 | 住宅管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 住宅資金貸付管理 | 住宅資金貸付 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | 教育 | 幼稚園 | 幼稚園 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 学級簿 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | 学校教育 | 新入学通知 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(住民情報系)システム | | | 就学援助(育英資金) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 総務 | 人事 | 人事管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | 定数管理 | 定数管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | 給与 | 毎月 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 期末・勤怠手当 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 差額 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | 報酬 | 年末調整 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 支払 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 源泉徴収 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 市共済会財務会計 | 預金・貸付 | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | 出納 | 歳入 | OCR | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 歳出 | | ファームバンク(口座振替) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 財務会計 | 実施計画管理 | 実施計画管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | 財務会計 | 予算編成 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 予算執行 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 決算管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 決算統計 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 歳計外 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 旅費計算 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 起債管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 基金管理 | | | | | | | | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| | |
|------|--|
| 協定項目 | 23-3 電算システム事業 |
| 調整方針 | 電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。 |

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

| 業務システム分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | 里村 | 上郷村 | 下郷村 | 鹿島村 | 調整の具体的方針(案) |
|----------------|--------|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-------------------------------------|------------------------|
| 基幹系(内部情報系)システム | 財務会計 | 財務会計 | 契約管理(業者管理含む) | | | | | | | | | | 事務の効率化を勘案し、統合の方法を調整する。 |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 備品管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 財産管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 企業会計 | 企業会計 | 企業会計 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 固定資産管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 貯蔵品管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | 起債管理 | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | | | ファームバンク(口座振替) | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 情報共有 | 情報共有 | ファイルサーバ | | | | | | | | | | |
| 基幹系(内部情報系)システム | 文書管理 | 文書管理 | 文書管理 | | | | | | | | | | |
| 情報システム | OA | 行政系 | グループウェア | | | | | | | | | 新市地域情報化計画策定を行い、必要なシステムの構築等、環境整備を図る。 | |
| 情報システム | | 地域系 | 映像情報システム | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | | 施設予約管理 | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | 教育系 | グループウェア | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | 消防系 | グループウェア | | | | | | | | | | |
| 情報システム | ホームページ | ホームページ | ホームページ | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | 施設予約 | 文化施設 | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | | スポーツ施設 | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | 映像情報 | 映像情報 | | | | | | | | | | |
| 情報システム | | 汎用受付 | 汎用受付 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | 建設 | 地籍 | 地籍管理 | | | | | | | | | 事務の効率化を勘案し、統合の方法を調整する。 | |
| 個別業務システム | | 道路 | 道路台帳 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 公共工事管理 | 公共工事管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 法定外公共物管理 | 法定外公共物管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 工事設計積算 | 積算(国土交通省) | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | 上下水道 | 工事設計積算 | 積算(水道) | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | 積算(漁業集落排水) | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 下水道(集落排水含む) | 下水道台帳 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 上水道 | 上水道台帳 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | 農業 | 工事設計積算 | 積算(農業土木) | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | 積算(林道) | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 災害復旧 | 農業土木災害補助率増嵩 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | 教育 | 情報教育 | 図書管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | テレビ会議 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | 映像配信 | | | | | | | | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| | |
|------|--|
| 協定項目 | 23-3 電算システム事業 |
| 調整方針 | 電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。 |

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

| 業務システム分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 川内市 | 樋脇町 | 八束町 | 東郷町 | 祁答院町 | 里村 | 上郷村 | 下郷村 | 鹿島村 | 調整の具体的方針(案) |
|----------|----------|---------|--------------|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|-------------------------------------|
| 個別業務システム | 教育 | 給食 | 給食費管理 | | | | | | | | | | 事務の効率化を勘案し、統合の方法を調整する。 |
| 個別業務システム | | | 栄養管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 図書館 | 蔵書管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | 貸し出し予約 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 収蔵品管理 | 収蔵品管理 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | 防災情報 | 防災情報 | 気象観測 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | OA | 行政系 | 議事録検索システム | | | | | | | | | | 新市地域情報化計画策定を行い、必要なシステムの構築等、環境整備を図る。 |
| 個別業務システム | | | 例規検索システム | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | | 旅費計算システム | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | ホームページ | 防災情報 | 防災情報 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 蔵書検索 | 蔵書検索 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 収蔵品検索 | 収蔵品検索 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 例規検索 | 例規検索 | | | | | | | | | | |
| 個別業務システム | | 議事録検索 | 議事録検索 | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | 行政 | インターネット | インターネット | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | セキュリティ | ファイアウォール | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | | 末端(サーバ・パソコン) | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | LG-WAN | LG-WAN | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | 地域 | インターネット | インターネット | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | セキュリティ | ファイアウォール | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | | 末端(サーバ・パソコン) | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | 教育 | インターネット | インターネット | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | セキュリティ | ファイアウォール | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | | 末端(サーバ・パソコン) | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | 消防(地域経由) | インターネット | インターネット | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | セキュリティ | ファイアウォール | | | | | | | | | | |
| ネットワーク関係 | | | 末端(サーバ・パソコン) | | | | | | | | | | |

- 基幹系(住民情報系) 基幹系システム(住民記録、各税等のシステム)
- 基幹系(内部情報系) 基幹系システム(人事給与、財務会計等の内部情報系システム)
- 情報系システム グループウェア、ホームページ など
- 個別業務システム 土庫積算、図書館管理、収蔵品管理など
- ネットワーク関係 庁内LAN・インターネット、地域イントラネットなど
- パソコン単独 他の機器と接続せず、パソコン単体で処理していること。
- C/S(クライアントサーバ) ソフトウェアやハードウェアのシステムを、処理の中核を実現する「サーバ」と、そのサーバが提供するサービスを利用する「クライアント」に分けて実装するアプローチ。
- 汎用機 広い範囲のすべての問題を解くプログラムを実行できるように設計されているコンピュータのこと。
- C/S&汎用機 クライアントサーバと汎用機で並行処理していること。
- オフコン ハードウェアとソフトウェアがセットになった企業業務向けコンピュータの総称

電算システム統合化基本方針

1. 統合化の時期

電算システムは市町村合併の要であり、最も効率的かつ経済的な移行を考慮しながら、原則として合併と同時に、統合化（一元化）された電算システムでの稼働をさせることとする。

2. 統合化の指針

- 1) 合併時からの安定稼働を最優先とし、低リスク、低コストを基本として、住民サービスの低下を来さないよう統合化できるようにする。
- 2) 住民サービス向上に寄与できるようにする。

3. 統合化手法の指針

- 1) 移行作業進捗管理は、原則として電算情報専門部会で行う。
- 2) 基幹系システムは、原則として汎用機による処理を基本とする。
- 3) 下記項目に基づき、統合化作業を行う。

住民情報、各税等の基幹系システムについては、川内市の既存システムを利用して統合化を行うこととする。

【ハードウェア】

- a) メインとなる機器等のハードウェアは川内市の既存資産を継承することを基本とし、有効に活用できる他市町村の機器、ネットワーク環境は極力利用を図る。
- b) 広域化に対してのネットワークシステムについては、新規で設計、構築を行うこととする。

【ソフトウェア】

a) アプリケーションソフトウェアは、原則として川内市の既存資産を利用する。
内部情報系システムについては各市町村のそれぞれのシステムを主管専門部会で十分に比較検討のうえ、決定することとする。

電算情報専門部会は、安全確実な統合化にむけての助言等を行うこととする。

【対象とする業務】

- a) 財務会計システム
- b) 人事給与システム
- c) その他文書管理等のシステム

統合化作業は、各市町村の支援を受けながら原則として電算情報専門部会で行うこととする。

a) 統合化作業を安全確実に行うため、メーカー、ディーラー等へのSE作業を委託することとし、各市町村担当職員は連携して移行作業を行う。

b) 各市町村は、統合化作業を支援し協力する。

合併前に各市町村とも、合併対応の電算システムで一定期間の運用を行い、操作方法等を事前に習得できるようにする。

組織機構等を見極め、その中で電子自治体等への対応も考慮するものとする。

- 4) 原則としてシステム移行時における機能拡張及び新規システムの導入は行わない。

4. 電算化事業計画等の取り扱い

- 1) 各市町村は平成15年度以降の電算システムに関する新規事業及び更新事業を原則として保留する。
- 2) 上記により難しい場合は、電算情報専門部会（分科会）において了承を得ること。

5 . データ保護に関する取り扱い

- 1) 合併後速やかにデータ保護に関する規程等を整備すること。
- 2) 整備されるまでの間は、各市町村の関係規程を遵守するほか「川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例」及び「川内市電子計算組織の運営管理に関する規則」等に準じた取り扱いを行うこと。
- 3) 合併前における各市町村間の電子情報等の交換に関しては、覚書を交わし慎重かつ適正な管理を行うこと。

6 . その他

- 1) この方針に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、各市町村、各専門部会等において協議のうえ決定することとする。
- 2) 各市町村担当職員はシステム統合のためのデータ移行時に各ベンダーの協力が得られるよう確実に調整を行うものとする。

(4) その他

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

| 月 | 日 | 曜日 | 時間 | 会議名 | 協議内容 | 合併協定協議項目 | 会場 |
|----|----|----|-------|---------------------------|--|----------------------------------|-----------------------|
| 7 | 3 | 木 | 13:30 | | | ・合併協定項目 S 群提案 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| | 10 | 木 | 13:30 | 設置会議 第1回協議会 第1回小委員会 | ・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案 | ・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| | 17 | 木 | 13:30 | 第1回幹事会 | | ・合併協定項目 A, B 群提案 | 川内市 サンアリーナ せんだい |
| | 24 | 木 | 13:30 | 第2回協議会 第2回小委員会 | ・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について | ・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案 | 祁答院町 いこいの村 いむた池 |
| | 31 | 木 | 13:30 | 協議会 予備 | | | (未定) |
| 8 | 7 | 木 | 13:30 | 第2回幹事会 | | ・合併協定項目 C 群提案 | 入来町 文化ホール 別館 |
| | 12 | 火 | 13:30 | 第3回協議会 第3回小委員会 | ・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について | ・合併協定項目 B 群提案 | 榑脇町 ホテル グリーンヒル |
| | 22 | 金 | 13:30 | 第3回幹事会 | | ・合併協定項目 D 群提案 | 東郷町 アミティプラザ 東郷 |
| | 28 | 木 | 13:30 | 第4回協議会 | | ・合併協定項目 C 群提案 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| 9 | 4 | 木 | 13:30 | 第4回幹事会 | | ・合併協定項目 E 群提案 | 川内市役所6 階大会議室 |
| | 11 | 木 | 13:30 | 第5回協議会 | | ・合併協定項目 D 群提案 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| | 18 | 木 | 13:30 | 第5回幹事会 | ・新市まちづくり計画原案審議 | ・合併協定項目 F 群提案 | 川内市 サンアリーナ せんだい |
| | 25 | 木 | 13:30 | 第6回協議会 | ・新市まちづくり計画原案審議 | ・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案 | 祁答院町 いこいの村 いむた池 |
| | 29 | 月 | 13:30 | 第4回小委員会 | ・新市名称20点程度に絞込み | | 川内市 川内ホテル |
| 10 | 2 | 木 | 13:30 | 第6回幹事会 | ・新市まちづくり計画原案審議 | ・合併協定項目 G 群提案 | 川内市役所 6階大会議室 |
| | 9 | 木 | 13:30 | 第7回協議会 | ・新市まちづくり計画原案審議 ・新市名称小委員会中間報告 (20点程度) | ・合併協定項目 F 群提案 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| | 16 | 木 | 13:30 | 第7回幹事会 | | ・合併協定項目 H 群提案 | 里村 中央公民館 |
| | 24 | 金 | 13:30 | 第8回協議会 | | ・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案 | 祁答院町 いこいの村 いむた池 |
| | 27 | 月 | 13:30 | 第5回小委員会 | ・新市名称5点程度に絞込み | | 川内市 川内ホテル |
| | 30 | 木 | 13:30 | 協議会 予備日 | | | (未定) |

| 月 | 日 | 曜日 | 時間 | 会議名 | 協議内容 | 合併協定協議項目 | 会場 |
|----|----|----|-------|--------------------|----------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 11 | 6 | 木 | 13:30 | 第8回幹事会 | ・新市まちづくり計画修正原案提案 | | 川内市 おおとり荘 |
| | 13 | 木 | 13:30 | 第9回協議会 | ・新市まちづくり計画修正原案提案 | ・合併協定項目 H群提案 ・新市の名称について提案(5点程度) | 榑脇町ホテル グリーンヒル |
| | 20 | 木 | 13:30 | 第9回幹事会 | ・新市まちづくり計画案決定 | ・住民説明会の日程協議 | 川内市 サンアリーナ せんだい |
| | 27 | 木 | 13:30 | 第10回協議会 第6回小委員会 | ・新市まちづくり計画案決定 ・優秀賞の決定(小委員会) | ・合併協定項目 E,F群決定 ・新市の名称について決定(候補1点) | 川内市ホテル 太陽パレス |
| 12 | 4 | 木 | 13:30 | 幹事会予備 | | | 川内市役所 6階大会議室 |
| | 11 | 木 | 13:30 | 協議会予備 | | | 川内市ホテル 太陽パレス |
| | 18 | 木 | 13:30 | 第10回幹事会 | ・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 | | 入来町文化ホ ール別館 |
| | 24 | 水 | 13:30 | 第11回協議会 | ・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 | ・合併協定項目 G,H群決定 | 川内市 ホテル太陽 パレス |
| 1 | 8 | 木 | 13:30 | 第11回幹事会 | | | 東郷町アミテ イプラザ東郷 |
| | 15 | 木 | 13:30 | 第12回協議会 | ・合併協定書(案)提案 | ・住民説明会 | 榑脇町ホテル グリーンヒル |
| | 22 | 木 | 13:30 | 第12回幹事会 | | ↑ 各市町村 住民説明会 ↓ | 川内市 サンアリーナ せんだい |
| | 29 | 木 | 13:30 | 第13回協議会 | ・合併協定書(案)審議 | | |
| 2 | 5 | 木 | 13:30 | 第13回幹事会 | | | 川内市 おおとり荘 |
| | 12 | 木 | 13:30 | 第14回協議会 | ・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】 | ・住民説明会 報告 | 川内市ホテル 太陽パレス |
| | 19 | 木 | 13:30 | 第14回幹事会 | | | 祁答院町 農村環境改善 センター |
| | 26 | 木 | 13:30 | 第15回協議会 | | | 祁答院町 いこいの村 いわた池 |
| 3 | 4 | 木 | 13:30 | 幹事会予備 | | | (未定) |
| | 11 | 木 | 13:30 | 協議会予備 | | | (未定) |
| | 18 | 木 | 13:30 | 第15回幹事会 | | | 川内市 市民会館第1 会議室 |
| | 25 | 木 | 13:30 | 第16回協議会 | ・各市町村 議決 | | 川内市ホテル 太陽パレス |
| 4 | 1 | 木 | 13:30 | 第16回幹事会 | | | 川内市 市民会館第1 会議室 |
| | 8 | 木 | 13:30 | 第17回協議会 | | | 榑脇町ホテル グリーンヒル |
| | 15 | 木 | 13:30 | 第17回幹事会 | | | 川内市役所 6階大会議室 |
| | 22 | 木 | 13:30 | 第18回協議会 | | | 川内市ホテル 太陽パレス |

合併協定項目 協議順

| 自治体の存立に関わる基本的な事項 | 群 | 幹事会 協議月日 | 提案 | | 決定 | | 専門部会 | 分科会 |
|-------------------------|----|-------------|-------|-----|-------|------|--------------------|---------------------------------|
| | | | 提案月 | 協議会 | 決定月 | 協議会 | | |
| 1 合併の方式 | 基 | | 7/10 | 第1回 | 7/10 | 第1回 | (協議会事務局) | |
| 2 合併の期日 | | | | | | | (協議会事務局) | |
| 3 4 新市の事務所の位置 | | | | | | | (協議会事務局) | |
| 4 11 条例、規則等の取扱い | S | 7月3日 | 7/10 | 第1回 | 7/24 | 第2回 | 総務(全般) | 文書法制・選挙・庁舎管理(関係分科会) |
| 5 23 -3 電算システム | | | | | | | 電算情報 | 電算情報 |
| 6 24 新市まちづくり計画 | | | 8/12 | 第3回 | 12/24 | 第11回 | 全般 | 関係分科会 |
| 7 14 使用料、手数料等の取扱い | A | 7月17日 | 7/24 | 第2回 | 9/25 | 第6回 | 全般 | 関係分科会 |
| 8 15 公共的団体等の取扱い | | | | | | | 全般 | 関係分科会 |
| 9 23 -18 上・下水道事業 | | | | | | | 上下水道 | 所属全分科会 |
| 10 8 地方税の取扱い | B | 7月17日 | 8/12 | 第3回 | 9/25 | 第6回 | 総務 | 税務 |
| 11 16 補助金、交付金等の取扱い | | | | | | | 全般 | 関係分科会 |
| 12 23 -10 障害者福祉事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 福祉 |
| 13 23 -11 高齢者福祉事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 福祉 |
| 14 5 財産の取扱い | C | 8月7日 | 8/28 | 第4回 | 10/23 | 第8回 | 企画財政 | 管財 |
| 15 12 事務組織及び機構の取扱い | | | | | | | 総務 | 事務管理 |
| 16 19 国民健康保険事業の取扱い | | | | | | | 住民健康福祉 | 国保介護 |
| 17 20 介護保険事業の取扱い | | | | | | | 住民健康福祉 | 国保介護 |
| 18 23 -12 児童福祉事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 福祉 |
| 19 17 町名・字名の取扱い | D | 8月21日 | 9/11 | 第5回 | 10/23 | 第8回 | 企画財政 | 企画・男女共同参画 |
| 20 22 自治会・行政連絡機構の取扱い | | | | | | | 企画財政 | 自治振興 |
| 21 23 -7 窓口業務 | | | | | | | 住民健康福祉(全般) | 住民(全般) |
| 22 23 -8 保健衛生事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 健康管理 |
| 23 23 -9 環境衛生事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 環境 |
| 24 13 一部事務組合等の取扱い | E | 9月4日 | 9/25 | 第6回 | 11/27 | 第10回 | 総務/住民健康福祉/産 業経済 | 関係分科会/一部事務組合 |
| 25 18 慣行の取扱い | | | | | | | 総務(全般) | 事務管理(全般) |
| 26 21 消防団の取扱い | | | | | | | 総務 | 消防防災 |
| 27 23 -1 男女共同参画事業 | | | | | | | 企画財政 | 企画・男女共同参画 |
| 28 23 -4 広報広聴関係事業 | | | | | | | 企画財政 | 広報 |
| 29 23 -5 消防防災関係事業 | 総務 | 消防防災 | | | | | | |
| 30 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | F | 9月18日 | 10/9 | 第7回 | 11/27 | 第10回 | 議会・監査 | 議会事務局 |
| 31 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | | | | | | | 産業経済部会 | 農業委員会 |
| 32 23 -2 姉妹都市・国際交流事業 | | | | | | | 企画財政 | 国際交流 |
| 33 23 -15 農林水産関係事業 | | | | | | | 産業経済 | 農林畜産/農業土木/水産/農業委員会/ 企業誘致・港振興 |
| 34 23 -22 情報公開制度 | | | | | | | 総務 | 文書法制・選挙・庁舎管理 |
| 35 23 -6 交通関係事業 | G | 10月2日 | 10/23 | 第8回 | 12/24 | 第11回 | 産業経済 | 商工業・運輸 |
| 36 23 -16 商工・観光関係事業 | | | | | | | 産業経済 | 商工業・運輸/観光イベント/宿泊施設 |
| 37 23 -17 建設関係事業 | | | | | | | 建設 | 所属全分科会 |
| 38 23 -19 学校教育事業 | | | | | | | 教育 | 教育総務・給食/学校教育/教育振興施 設 |
| 39 23 -20 コミュニティ施策 | | | | | | | 教育/企画財政 | 社会教育/自治振興 |
| 40 23 -21 社会教育事業 | | | | | | | 教育 | 社会教育/文化振興/スポーツ振興/教育 振興施設 |
| 41 3 新市の名称 | H | 10月16日 | 11/13 | 第9回 | 12/24 | 第11回 | (協議会事務局) | (小委員会) |
| 42 9 一般職の職員の身分の取扱い | | | | | | | 総務 | 人事厚生 |
| 43 10 特別職の身分の取扱い | | | | | | | 総務 | 人事厚生 |
| 44 23 -13 生活保護事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 福祉 |
| 45 23 -14 その他の福祉事業 | | | | | | | 住民健康福祉 | 福祉 |
| 46 23 -23 その他事業 | 全般 | 財政/会計/契約/監査 | | | | | | |

次回協議会の開催等について

| 会議名 | 日程 | 会場 | 出席者 |
|---------|-----------------------|---------------------|--|
| 第1回幹事会 | 7月17日(木) 午後1時30分~ | サンアリーナせんたい (川内市) | 幹事・・・助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー |
| 第2回協議会 | 7月24日(木) 午後1時30分~ | いこいの村いむた池 (祁答院町) | 委員・・・首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問 |
| 第2回小委員会 | 7月24日(木) 第2回協議会終了後 | いこいの村いむた池 (祁答院町) | 小委員会委員(学識経験者) |
| 協議会予備日 | 7月31日(木) 午後1時30分~ | 未定 | 上記と同じ |
| 第2回幹事会 | 8月7日(木) 午後1時30分~ | 文化ホール別館 (入来町) | 上記と同じ |
| 第3回協議会 | 8月12日(木) 午後1時30分~ | ホテルグリーンヒル (樋脇町) | 上記と同じ |
| 第3回小委員会 | 8月12日(木) 第3回協議会終了後 | ホテルグリーンヒル (樋脇町) | 上記と同じ |